

ごみ出し支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭系廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）を自ら集積所まで運搬することが困難な高齢者、障がい者その他の者で構成される世帯に対し、この市による戸別収集又は地域の協力者によるごみ出し（以下これらを総称して「ごみ出し支援」という。）を行う事業（以下「ごみ出し支援事業」という。）の実施等について必要な事項を定め、当該世帯におけるごみ出しに係る負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸別収集 この市が定める家庭系ごみの分別方法に従い、その品目ごとに分別した家庭系ごみを指定されたごみ袋に入れ、市長が指定した日に自宅の玄関先又は市長と協議のうえ決定した場所（集合住宅にあつては、所有者又は管理者等の承認を得た場所）に排出された粗大ごみを除く家庭系ごみを当該指定した日にこの市が収集することをいう。
- (2) 地域の協力者によるごみ出し この市が定める家庭系ごみの排出方法を順守することを基本として、家庭系ごみを排出する者とその居住する地域の協力者（個人（親族及び営利を目的とする者を除く。）又は町内会、自治会、老人クラブ等の地域の非営利団体をいう。以下同じ。）との間で協議して定める方法により、当該協力者が当該ごみを排出する者に代わって家庭系ごみをごみ集積所（山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱（平成21年10月1日施行）第5条第1項の規定による承認の決定を受けて設置されているごみ集積所をいう。）に排出することをいう。
- (3) 高齢者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けている者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者をいう。）

イ 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護（以下単に「訪問介護」という。）
又は同法第115条の45第1項第1号イに定める第1号訪問事業のうち同法第115条の45の3に規定する指定事業者により行われる第1号事業（以下単に「第1号訪問事業」という。）のうち、山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月1日施行）第3条第1号ア（ア）aに規定する訪問型サービス（従前相当）若しくは同号ア（ア）bに規定する共生型訪問型サービス又は同号ア（イ）に規定する訪問型サービスAを利用している者（次号の規定に該当する者を除く。）

(4) 障がい者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、山形県療育手帳制度実施要綱（昭和49年7月1日障第159号山形県民生部長通知）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護又は同条第3項に規定する重度訪問介護（以下「障がい福祉サービス」という。）に係る介護給付費の支給の決定を受けている者

（対象世帯）

第3条 ごみ出し支援事業の対象となる世帯は、その世帯の全員が次の各号のいずれかに該当し、ごみ集積所まで家庭系ごみを運搬することが困難であり、かつそこに属する者の親族の協力が得られないと認められるこの市の世帯とする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 高齢者
- (2) 障がい者
- (3) その他市長が特に認める者

（ごみ出し支援事業の利用申請）

第4条 ごみ出し支援事業を利用しようとする世帯の代表者は、ごみ出し支援のうち、戸別収集又は地域の協力者によるごみ出しのいずれかを選択したうえで、ごみ出し支援事業利用申請書（別記様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(審査及び調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行うものとする。

(可否の決定)

第6条 市長は、前条の審査又は調査等の結果、ごみ出し支援事業の利用の可否を決定したときは、その内容をごみ出し支援事業利用決定通知書（別記様式第2号）により、第4条の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 前条の規定によりごみ出し支援事業を利用できる旨の決定を受けた者（以下「ごみ出し支援利用世帯代表者」という。）は、第4条の規定による申請の内容に変更があったとき、又はごみ出し支援事業の利用の休止若しくは中止をしようとするときは、ごみ出し支援事業申請内容変更等届出書（別記様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

(ごみ出し支援事業の利用決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ごみ出し支援事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) ごみ出し支援利用世帯代表者の世帯（以下「ごみ出し支援利用世帯」という。）が第3条に規定するごみ出し支援事業の対象となる世帯でなくなったとき。
- (2) ごみ出し支援利用世帯において、当該世帯に属する者全員の施設への入所、親族との同居その他の事由によりごみ出し支援事業を利用する必要がなくなったとき。
- (3) ごみ出し支援利用世帯代表者が、虚偽の申請その他不正な手段により第6条の決定を受けたとき。
- (4) ごみ出し支援利用世帯が、定められた排出方法を守らないことその他ごみ出し支援を受けるに当たって適正でないとき。

(報告等)

第9条 市長は、協力者に対し、必要に応じ指示をし、又は報告を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第10条 協力者は、ごみ出し支援事業協力実績報告書（別記様式第4号）により、その協力の実績を年度中の市長の定める日までに市長に報告するものとする。

(協力金の支給)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、適正であると認めるときは、当該報告を行った協力者に対し、協力金を支給するものとする。

2 協力金は、1年度分を一括して支給するものとする。

(協力金の額)

第12条 前条の協力金の額は、協力者によるごみ出しに係るごみ出し支援利用世帯1世帯当たり1か月につき1,000円とする。

(協力金の返還)

第13条 市長は、協力金の支給にあたり、協力者の不正があると認めるときは、当該協力者に対し、その支給した協力金の返還を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ごみ出し支援事業の実施等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前のごみ出し支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後のごみ出し支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前のごみ出し支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後のごみ出し支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前のごみ出し支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後のごみ出し支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

ごみ出し支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

自ら家庭系ごみを出すことができないため、下記によりごみ出し支援事業の利用を申請します。

また、必要に応じて住民票及び介護、障がい等に係る関係法に基づく認定、サービス等の状況について確認できる台帳等を閲覧することに同意します。

記

申請者 (代表者)	氏名	ふりがな	電話
	住所	山形市	
	生年月日	年 月 日 (歳)	
申請者の 状況	①同居家族が <input type="checkbox"/> いる・ <input type="checkbox"/> いない (いる場合は※欄に世帯員を記入)		
	②同居家族以外にごみ出しを手伝ってくれる人が <input type="checkbox"/> いる・ <input type="checkbox"/> いない		
③介護保険サービス（訪問介護・訪問型サービス（従前相当）・共生型訪問型サービス・訪問型サービスA）又は障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）を <input type="checkbox"/> 利用している・ <input type="checkbox"/> 利用していない			
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（ <input type="checkbox"/> 要介護認定・ <input type="checkbox"/> 要支援認定・ <input type="checkbox"/> 事業対象者）			
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 番号_____			
※ 世帯員が いる場合	名前_____ 年齢_____ 申請者との続柄_____		
	介護保険被保険者証の番号又は身体障がい者手帳等の番号若しくはその種別_____		

名前_____ 年齢_____ 申請者との続柄_____			
介護保険被保険者証の番号又は身体障がい者手帳等の番号若しくはその種別_____			
連絡先 (親族等)	氏名	ふりがな	電話
	住所	申請者との関係	
希望するごみ出し支援		<input type="checkbox"/> 戸別収集 (裏面の見取り図も記入してください。) <input type="checkbox"/> 地域の協力者（協力団体）によるごみ出し（下欄は協力者が記入してください。)	

上記の申請者のごみ出し協力者として同意します。

ごみ出し協 力者	氏名 団体名	ふりがな	電話
	住所		

(裏面)

◎下欄内は現在のごみ出しの状況について、担当ケアマネジャー等において記入して下さるようお願いいたします。

①自分でごみを集積所まで持って行くことを <input type="checkbox"/> している・ <input type="checkbox"/> していない		
⇒②している場合→ 今後のごみ出しが <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない ()		
③していない場合→ 実際ごみ出しをしている方はどなたですか <input type="checkbox"/> 介護保険サービスのホームヘルパー <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービスのホームヘルパー <input type="checkbox"/> 上記以外のホームヘルパー <input type="checkbox"/> 近所の方 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 別居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()		
④その他特記事項		
状 況 確認者	所属事業所名	
	所在地	
	担当者氏名	電話

◆戸別収集による場合のごみの排出場所を記入してください。

(集合住宅の場合は、所有者又は管理者等の承認を得た場所に限りませう。)

(ごみ排出場所の宅地内見取り図)

	支 援 方 法	該 当 要 件	受 付
山形市 記入欄	<input type="checkbox"/> 戸別収集 <input type="checkbox"/> 協力者による収集	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 支援する <input type="checkbox"/> 支援しない (理由)	

第 号
年 月 日

様

山形市長

ごみ出し支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで利用の申請のあったごみ出し支援事業について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

ごみ出し支援事業の利用を 可とします ・ 否とします。
[否とする場合はその理由]

2 支援方法

- ①戸別収集
- ②地域の協力者によるごみ出し

3 収集日（戸別収集支援のみ）

収集開始日 年 月 日（ ）から
毎週 曜日の 時までに出示してください。

4 収集場所（戸別収集のみ）

ご自宅の、玄関先（ ）にお出してください。

5 注意事項

申請書に記載した内容に変更があったとき、又は家族との同居・入院・施設への入所などの理由によりごみ出し支援事業の利用を休止若しくは中止しようとするときは、速やかにごみ出し支援事業申請内容変更等届出書により届け出てください。

ごみ出し支援事業協力実績報告書

年 月 日

(宛先) 山形市長

(協力者) 住所
氏名
電話 ()

下記のとおりごみ出し支援に係る協力を実施したので報告します。

記

ごみ出し支援協力実施明細

年度

月	実施日数	家庭系ごみの種類（該当するものに○）
4月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
5月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
6月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
7月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
8月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
9月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
10月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
11月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
12月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
1月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
2月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類
3月	日	もやせるごみ、雑貨・小型廃家電、プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、古紙類、埋立、水銀含有、ふとん類

上記のとおりごみ出し支援を受けました。

年 月 日

(支援利用者) 住所
氏名